

市民参加と 市民が主役の活力ある

「南丹市市民参加と協働



法令の各条文の前におかれ、その法令の制定の趣旨、目的などを述べているのじや。憲法にもあるじやろ。法令の理念を強調するときに使われることが多いの。南丹市の条例では初めてになるかの。

さくらちゃん この条例が何を目指して制定されるのかをしっかりと強調しているわね。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加と協働に関する基本的事項を定めることにより、市民参加と協働の推進を図り、市民が主役の活力あるまちづくりに資することを目的とする。

さくらちゃん ここでは、前文にも強調している条例の目的をしつかりおさえていくのね。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 南丹市の区域内に在住、在勤及び通学する全ての人々並びに市内に事務所を有する全ての団体、個人をいう。

(2) 行政 市長その他執行機関をいう。

(3) (2) 市民参加 行政の施策等において、その企画立案から決定に至るまでの過程で市民が主体的にさまざまな意見を述べ、提案することで、市政に對して積極的・自主的に参加し、それらを反映させる仕組みをいう。

(基本理念)

第3条 市民参加及び協働は、市民の豊かな知識や経験を尊重し、推進しなければならない。

2 市民参加及び協働は、多くの市民が参加し、活動できるよう推進しなければならない。

3 市民参加及び協働は、市民相互及び市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、協力しあいながら推進しなければならない。

4 市民参加及び協働は、市民及び行政が情報を共有し、互いの信頼関係を深めながら推進しなければならない。

ルリルリ

用語の説明がされている



ルリ。ぼくたちも市民になるルリ?

(4) 協働 市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、対等かつ自由な立場で互いを尊重し、役割分担をし、及び補完しあいながら公共的課題の解決に当たることをいう。

さくらちゃん ここでは市民参加と協働の基本的な考え方が書かれているわ。市民参加と協働を進めるに当たっての必要な観点が示されているのね。

(行政の役割)

第4条 行政は、市政全般について情報伝達機能の強化を図るなど、積極的に情報を提供し、市民参加と協働を推進するよう努めるものとする。

2 行政は、市政における市民参加の機会を積極的に提供し、市民の意見や意向を把握したうえで、施策等へ反映させるよう努めるものとする。

3 行政は、市政において市民と協働しながら透明性の高い公平で公正かつ効率的な運営を行うよう努めるものとする。

4 行政は、次世代を担う子どもたちへの市民参加と協働の機会づくりに努めるものとする。

5 行政は、市民参加や協働によるまちづくりへの強い意欲を持つ職員を育成するよう努めるものとする。

さくらちゃん 市民参加や協働を進める上で、行政が何を担つていくのか、その役割を示していくのね。積極的な情報の提供や、市民参加の機会の提供など、これまで以上に行政が近くなるのね。

ブーナンおじいさん そのとおりじやすくなるために役割をしっかり果たしてもらうよう期待したいの。